

## いばらき健康経営推進事業所認定制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症・重症化予防が重要であり、特に生活習慣病の発症リスクが高くなる働く世代への効果的な支援が課題となっている。

そこで、従業員の健康づくりを経営的な観点から戦略的に取り組む事業所を評価し、「いばらき健康経営<sup>※1</sup>推進事業所」として認定することにより、その取り組みが継続される環境を整備し、働く世代の健康増進の自覚と実践につなげ、健康寿命の延伸を図る。

2 本制度は、県が主体となり、全国健康保険協会茨城支部などの医療保険者（以下、「協力医療保険者」という。）の協力を得て行う。

※1 「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

### (定義)

第2条 本制度の対象である「事業所等」とは、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体、地方公共団体、その他知事が適当と認める者で、申請日から過去3年間について次に掲げる全てを満たすものをいう。

(1) 県内に事業の拠点があり、県税の滞納がないこと。

(2) 労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。

(3) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと。

2 県内に本社を有する場合は、支店等を含んだ企業全体とし、県外に本社を有する場合は、支店等の単位でも可能とする。

### (認定要件)

第3条 いばらき健康経営推進事業所の認定（以下、「認定」という。）の対象となるのは、別表1に掲げる基準を満たす事業所等とする。

2 協力医療保険者に加入する事業所は、当該保険者が実施する健康経営に関する制度がある場合は、当該制度の認定を受けている事業所とする。

### (認定の申請)

第4条 認定を受けようとする事業所等は、「いばらき健康経営推進事業所認定申請書」（様式1）及び「いばらき健康経営推進事業所認定制度の前提要件適合に係る誓約書」（様式1-1）に次の書類を添えて、県又は協力医療保険者に申請するものとする。

(1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約等

(2) 組織図及び役員名簿又は会員名簿

(3) その他認定に関し必要な書類で知事が指示するもの

### (認定・報告)

第5条 県は、前条の申請があった場合において、提出された書類等により審査を行い、第2条及び第3条に掲げる要件を満たしていることを確認した上で、「いばらき健康経営部会」に諮り、適正と認められる場合は、これを認定し、「いばらき健康経営推進事業所認定通知書」（様式2）によりその旨を通知するとともに、「いばらき健康経営推進事業所認定証」（様式3）（以下、「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 県は、前項の規定による認定をしないときは、文書により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による認定は、年度ごとの実績報告書（様式4）を確認したうえで、年度を超えても継続する。
- 4 前項の実績報告書は毎年度11月末日（ただし、末日が土日祝日の場合は、直前の平日とする。）までに県又は協力医療保険者に提出するものとする。

（調査）

- 第6条 県は、本制度の運用にあたり必要に応じて、認定の申請をした事業所等又は認定を受けた事業所（以下、「認定事業所」という。）に対し、必要な調査を行うことができる。
- 2 当該事業所等は、前項に定める確認に協力するものとする。

（いばらき健康経営推進事業所等への支援）

- 第7条 県及び協力医療保険者は、認定事業所が行う従業員等への健康づくりに関する取り組みに対し、次に掲げる支援に努めることとする。
- （1）認定事業所等に対し、健康情報の提供を行う。
  - （2）必要に応じ、訪問等により認定事業所の健康づくりに関する相談に応じる。
  - （3）認定事業所が行う健康経営に関する取り組みを広報する。
  - （4）その他、健康経営の推進のために支援をすること。

（変更・取下げの届出）

- 第8条 認定事業所は、名称、代表者職氏名、所在地に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「いばらき健康経営推進事業所変更（取下げ）届出書」（様式5）により、県に届け出なければならない。
- 2 認定事業所は、認定の取下げを申し出る場合は、「いばらき健康経営推進事業所変更（取下げ）届出書」（様式5）により、県に届け出なければならない。

（認定の取消し）

- 第9条 県は、認定事業所が次の各号に該当する場合は、認定を取り消すことができる。
- （1）偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
  - （2）第2条及び第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき
  - （3）前条第2項の届出があったとき
- 2 前項の規定により認定を取り消した場合は、その旨を当該認定事業所に対して通知するものとする。
  - 3 前項の規定により県が認定の取消しを通知した当該認定事業所は、速やかに認定証を県に返還するものとする。

（個人情報の保護）

- 第10条 県は、認定の事務に関し入手した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。